

10月以降の子ども手当が変わります

現在、子どもや子育て家庭を取り巻く状況から、平成24年度以降に子どものための恒久的な金銭給付制度となるよう「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が平成23年10月1日に施行されました。この法律により10月以降、変更になる主な点をお知らせします。

【主な変更点】

	平成23年9月分まで	平成23年10月分から平成24年3月分まで	
◇手当月額	一律 13,000円	0歳～3歳未満	15,000円
		3歳以上～ 小学校修了前	第1・2子 第3子以降 ※注意
		中学生	10,000円
◇受給者	生計を維持する程度が高い方	<ul style="list-style-type: none"> 離婚協議中別居（父母生計別）の場合は、子どもと同居している方へ支給、ただし単身赴任に伴い子どもと別居（父母生計同一）の場合は、生計を維持する程度の高い方へ支給 未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給 	
◇対象となる子ども	海外居住者も別居監護の手続きにより受給可能	国内居住要件設定（留学中の場合等を除く）	
◇児童養護施設に入所している子ども等	監護している保護者に支給	施設の設定者、里親等に支給	
◇保育料の直接徴収等	直接徴収なし	保育料滞納分(平成23年10月分から)を子ども手当から直接徴収できる仕組み 学校給食費等を本人の同意により子ども手当から納付できる仕組み	
◇所得制限	なし	なし	

※注意：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある養育する対象児童のうちで第3子以降。

請求書の提出が必要です

10月以降の子ども手当を受給するためには、受給対象者全て、認定請求書の提出が必要です。

※公務員の方は勤務先での請求となります。

関市で9月まで子ども手当を受給していた方などには、11月中に認定請求書を郵送します。受給資格があると思われる方で、11月末までに通知が届かない場合はお問い合わせください。

※原則として、請求日の翌月から支給対象となりますが、平成23年10月1日現在、受給資格対象者に限り請求猶予期間（平成24年3月31日まで）があり、10月分からの支給となります。

ご注意ください！

以下に該当する方は、速やかに請求してください。

（3月末までに請求しても、さかのぼって受け取れません。）

- ◆10月以降に関市へ転入した方
- ◆10月以降に他の市町村へ転出する方
- ◆10月以降に子どもが生まれた方 など

10月以降に転出入した方は「転出した日（転出予定日）の翌日」から、10月以降に子どもが生まれた方は「子どもが生まれた日の翌日」から数えて、15日以内に必ず請求してください。

照会先 子ども家庭課（☎ 23-8965 ☎ 23-7748）